(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

2023 年 6月 30日

山梨県知事 長崎 幸太郎 殿

提出者

住 所 山梨県笛吹市石和町広瀬623

氏 名 公益社団法人 山梨勤労者医療協会 石和共立病院 院長 太田昭生 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 055-263-3131

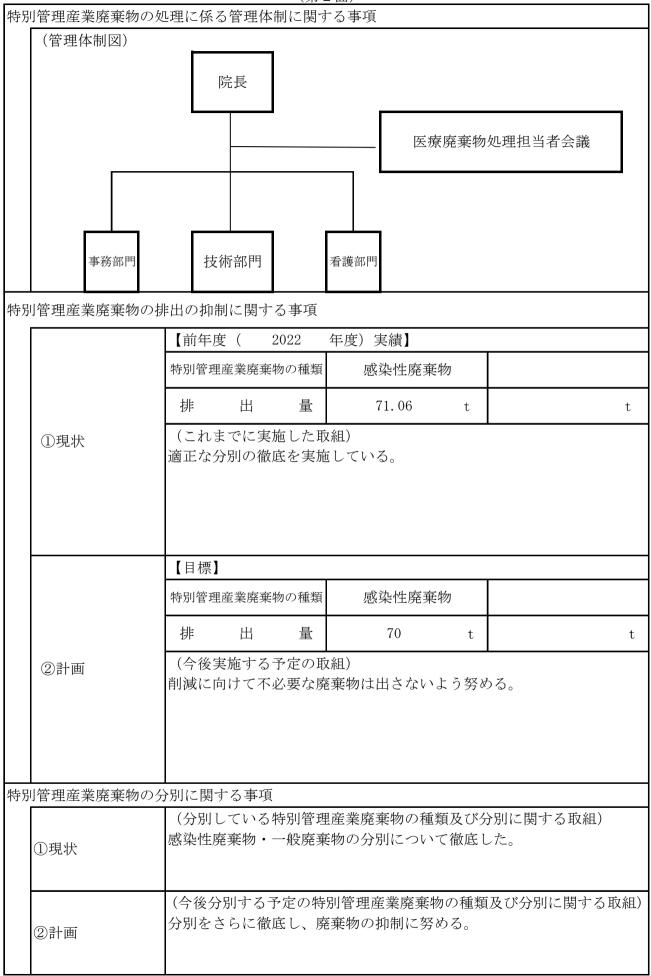
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の 減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	公益社団法人 山梨勤労者医療協会 石和共立病院
事業場の所在地	山梨県笛吹市石和町広瀬623
計画期間	2023年4月1日から2024年3月31日

当

当	当該事業場において現に行っている事業に関する事項											
	1	事	業	の	種	類	医療業					
	②事業の規模				規	模	病床数 99床					
	3 1	并	業		員	数	2 4 6 名					
	④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程											

(日本工業規格 A列4番)



自身	っ行う特別管理産業原	産棄物の再生利用に関する	事項	
		【前年度(平成	年度)実績】	
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
		自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	①現状	(これまでに実施した取	組)	
		【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類		
		自ら再生利用を行う	t	t
	②計画	特別管理産業廃棄物の量(今後実施する予定の取		ľ
			/ 1 -1-7	
自身	<u>-</u> っ行う特別管理産業層	エ 経棄物の中間処理に関する	事項	
		【前年度(年度)実績】	
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	
		自 ら 熱 回 収 を 行 っ た 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	①現状	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量	t	t
		(これまでに実施した取	組)	
		【目標】 特別管理産業廃棄物の種類		
		自ら熱回収を行う	必来任廃来物 t	t
		特別管理産業廃棄物の量		
	②計画	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	❷ □Щ	(今後実施する予定の取	組)	

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項								
		【前年度(平成 年度)実績】						
		特別管理産業廃棄物の種類 感染性廃棄物						
		自 ら 埋 立 処 分 を 行 っ た t 特別管理産業廃棄物の量						
	①現状	(これまでに実施した取組)						
		【目標】						
		特別管理産業廃棄物の種類感染性廃棄物						
		自 ら 埋 立 処 分 を 行 う t t 特別管理産業廃棄物の量						
	②計画	(今後実施する予定の取組)						
特別	川管理産業廃棄物の処	L理の委託に関する事項						
【前年度(2022 年度)実績】								
		特別管理産業廃棄物の種類感染性廃棄物						
		全 処 理 委 託 量 71.06 t t						
		優良認定処理業者への 処理 委託 量 71.06 t t						
		再生利用業者への 処 理 委 託 量 t						
	①現状	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量 t t						
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量						
		(これまでに実施した取組) ・委託基準に従い、特別管理産業廃棄物を委託できる業者を選定し、 書面による契約を実施。						
	・2022年度より電子マニフェストを導入。 ・マニフェストにより最終処分の確認を徹底している。							

(第5面)

						///	/ш/			
		【目標]							
		特別管理	里産業	廃棄	物の利	重類	感染性廃棄	E 物		
		全 処	理	委	託	量	70	t		t
			臭認定 理	処理 委	業者を託	への 量	70	t		t
			生利					t		t
			定熱回	可収)		_		t		t
	②計画		E熱回 回収を 理	行う	業者			t		t
		・委託	認定の	処理処理	業者	からには	の選定 年に1回以上の野	現地確認	を実施する予定。	
							年度) 実績】	T		
電子情報処理組織の使用に関する事項		排			出	1	差廃乗物 量 ^(表物を除く。)		71.06	t
		(今後マニフ			予定	の耶	双組等)			
1 1	/・N デ 3/1/~ (工 TM)	1								

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入する こと。
- (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
- (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の 種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管 理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、 目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の 種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業 廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。